

総合化事業計画認定における 都道府県に対する事前の連絡調整の徹底について

R5. 10. 11

農村振興局都市農村交流課
地域資源活用推進班

①令和5年度地方分権改革に係る提案募集

令和5年度地方分権改革に係る提案募集において、一部の都道府県から、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下、「六次産業化・地産地消法」という。）に基づく総合化事業計画の認定に際して、都道府県に対する適正な意見照会機会の確保及び情報提供がなされていないとの要望がありました。なお、提案内容と回答については、内閣府HPに公表されております。（内閣府ホーム＞内閣府の政策＞地方分権改革＞提案募集）

②六次産業化・地産地消法関係事務処理要領の規定

一方で、六次産業化・地産地消法関係事務処理要領第1章の第1の1（3）において、地方農政局等は、農林漁業者等から総合化事業計画の案の提出があった際には、当該農林漁業者等の主たる事務所の所在地をその区域に含む都道府県又は都道府県サポートセンターに対して事前に十分な連絡調整を行うことと規定されております。

③徹底していただきたいこと

今後も引き続き、各農政局等管内において総合化事業計画の案の提出があった際には、事務処理要領の規定のとおり、都道府県及び都道府県サポートセンターに対して十分な連絡調整を実施することを徹底してください。

その他、事業の相談や業務打ち合わせ等で日頃から管内都道府県の担当者の方とご連絡を取っていただくことにより、都道府県担当者といつでも連絡を取ることができる体制の構築に努めてください。